

令和6年度糸島市立二丈中学校校則

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）です。時代の変化に伴い、社会からの要請や価値観が変化してきたことから、毎年、見直しを行っていきます。

見直しの視点は、①現状にあっているか、②家庭の経済的な負担軽減になっているか、③健康衛生面において集団生活をおくる上で必要かの3つです。

見直しの手続きは、発達段階にあわせて、校則やルール、決まりはなぜ必要なのかを考える学習を実施します。その後、全校生徒に対する意向調査、そして全校生徒から出された意見を生徒会役員会議で検討、とりまとめを行い、校則検討委員会※¹ならび職員会での協議・検討を行います。そのような過程を踏まえて来年度の校則を決定し、文書、HPにてお知らせをします。以下は見直しを行った今年度の校則です。

1 服装等について

項目	規定
校内では、学校が指定する標準服（以下標準服と表記）を着用することを基本とします。標準服着用の際は以下の規定に準じます。なお、標準服については、衣替え期間は設けませんので、気候や体調に合わせて、標準服を着用してください。（防寒着は気候や体調に応じて着用してください）	
標準服	①ブレザー ②スラックス ③スカート（膝が隠れる長さ）④リボンまたはネクタイ ⑤ベスト、カーディガン（指定のものか黒・白・紺・茶・グレーの無地も可）襟やフードがないもの ⑥カッターシャツ 白無地で角襟、丸襟でもよい（指定販売店なし） ⑦ベルト（黒・紺・茶いずれかの単色でシンプルなもの） ○夏服については、上着は無地の白色ポロシャツか学校指定のポロシャツ、またはカッターシャツ ※①～④は二丈中指定のもの。
靴下	○無地を基本とし、白・黒・紺・グレーの色のもの
頭髪	※学校生活に適した髪型にすること ○前髪は目にかからない ○後髪が肩の線をこえる場合はゴム（黒・紺・茶）で結ぶ ○ピンで留める場合はU字ピン、アメリカピン、パッチンピン（黒・紺・茶）とする ○整髪料、脱色、パーマなどの加工はしない
その他	○二丈中学校指定のバックを基本とする ○学校にはさみやカッターなどを持ち込まない ○体育館シューズは二丈中指定のもの。上靴は1年生緑色、2年生青色、3年生黄色とする（指定業者なし）
通学靴	○運動靴（体育の授業でも使用するため、ハイカット、ミドルカット、革靴ははかない）
防寒着	○革製品等のように高価なもの、刺繍入りや派手な柄、迷彩柄及び迷彩服等は不可
防寒具	○手袋・マフラー・ネックウォーマー可（色の指定なし） ※耳あてやニット帽子は、周囲の交通状況が把握できない場合があるので禁止 ※マフラーを自転車通学で着用する場合は、巻き込みに注意して着用すること

※¹ 校則検討委員会とは管理職、PTA代表、学校運営協議会代表、生徒会役員、生徒指導部長、生徒会担当で構成する組織のことをさす。

2 その他

(1) 自転車通学に関すること

① 自転車通学者のルール

自転車通学は、指定された地域からの通学者に許可する。自転車通学者は以下のルールを守る。

- ・ 自転車保険等に加入する
- ・ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ・ ハンドル等、車体の改造はしない
- ・ 学校の敷地内で自転車に乗らない
- ・ 自転車は指定された場所におく
- ・ 校内は自転車に乗車しない（敷地が狭く、接触事故の危険性があるため）
- ・ 鑑札のついた自転車を使用する
- ・ 走行中は一列で通学する
- ・ 二人乗りはしない
- ・ 雨天時はカッパを使用し、傘の使用はしない

・ ルール違反した場合の対応（違反項目）

指導・・・ヘルメットを忘れた、ヘルメットをかぶっていない、あご紐をしていない、学校敷地内運転、並列走行、など。

停止・・・傘さし運転、2人（複数）乗り、蛇行走行（道路交通法違反の場合など）。

また、2回目以降は指導を受けるとその都度自転車通学を停止とする。自転車改造をした生徒は指導した後、改造部分を直してから通学を許可する。違反をした場合は1週間の自転車通学禁止とし、家庭に連絡する。※指導が度重なる場合は、自転車通学許可を見直すこともある。

(2) 登校時に関すること

① 欠席・遅刻をする場合は、8：15までに必ず保護者から連絡を入れてもらう。家庭から連絡がない場合は、学校から保護者に連絡をとる。連絡がつかない場合は状況に応じて家庭訪問し、所在を確認する。

② 事故防止のため、朝、車で送ってもらう際は、校外で乗降する。

(3) 校内の自動販売機利用に関すること

- ・ お金の貸し借り、商品のやり取りはしない。
- ・ 衛生上、人のペットボトルを飲んだり、飲ませてもらったりしない。
- ・ 空のペットボトルは家に持ち帰るか、自動販売機横のゴミ箱に捨てる。

(4) 下校時に関すること

- ・ 一般生徒の下校時間は【 5時間 】 15：45 【 6時間 】 16：45
- ・ 部活動生の下校時間

期間	部活動終了	最終下校	期間	部活動終了	最終下校
4月 7日～ 7月 19日	18：20	18：40	12月 2日～ 12月 24日	17：00	17：20
夏期休業中 (7/20～8/26)	16：40	17：00	冬期休業中 (12/25～1/7)	16：40	17：00
8月 27日～ 10月 9日	18：00	18：10	1月 8日 ～ 1月 31日	17：30	17：50
秋期休業中 (10/10～10/14)	16：40	17：00	2月 3日 ～ 2月 28日	17：40	18：00
10月 15日～11月 1日	17：30	17：50	3月 3日 ～ 修了式	18：00	18：20
11月 12日～11月 29日	17：10	17：30			

※年間の部活動終了時間と最終下校時間です。天候の悪化や行事等で、下校時間が変更になる場合もあります。

※補足 <校則を見直す視点>

① 現状にあった規定にする

(現状を見てそのルールがなくても大丈夫なものは削除し、必要なものは加える)

② 家庭の経済的な負担をできるだけ減らす

(許可することで、逆に購入する必要がでてくるものが増えたりすることがないようにする)

③ 健康衛生面、安全面において、集団生活をおくる上で必要なものは残す